



# イチから学ぶ 社会保険の基礎知識

## 6. 保険料の計算

2023年7月  
ドリームサポート社会保険労務士法人  
安中 繁



# 労働保険料と社会保険料

## 労働保険料（労災保険・雇用保険）

- 「賃金総額」をもとに算出する。
- 労災保険料は全額事業主負担。雇用保険料は事業主と従業員で負担。
- 保険料率は業種により異なる。
- 原則として、**申告・納付は年1回**「年度更新」による。
- 給料からの控除は支払う都度行う（雇用保険料のみ）

## 社会保険料（健康保険・厚生年金保険）

- 「標準報酬月額」「標準賞与額」をもとに算出する。
- 保険料は事業主と従業員で折半負担。健康保険料率は、協会けんぽは都道府県ごと、健康保険組合は組合ごとに異なる。厚生年金の保険料率は全国一律。
- 納付、給料からの控除は**毎月**行う。

# 労働保険料のイメージ



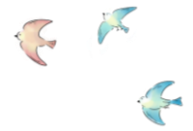
## 労災保険

- 賃金(月額) × 保険料率 = 事業主負担の保険料

※保険料率は業種によって決まっている

## 雇用保険

- 賃金(月額) × 保険料率(事業主負担) = 事業主負担の保険料
- 賃金(月額) × 保険料率(被保険者負担) = 従業員(被保険者)負担の保険料



# 雇用保険料の控除

雇用保険料は、給与を支払う都度、給与の額（総支給額）に被保険者負担率を乗じて算出し控除する。

$$\text{雇用保険料} = \text{総支給額} \times \text{被保険者負担保険料率}$$

## <令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和4年10月~)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000	3.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和4年10月~)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000	4.5/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和4年10月~)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月~令和5年3月の雇用保険料率)



# 労働保険料の納付

雇用保険料は、**1年に1回** 6月1日～7月10日までに、概算保険料として**年間保険料を申告・納付**し、1年を経過した時点で確定保険料との**差額を精算**する（**年度更新**）。  
そのため、毎月の給与から控除した雇用保険料の額を翌月に納付する、といったことは行わない。

\* 労災保険料は、雇用保険料と同じタイミングで申告・納付する。



# 社会保険料のイメージ

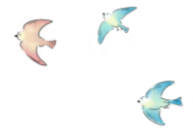


## 健康保険（+介護保険）

- 標準報酬月額 × 保険料率 = 保険料  
※40歳以上の方は介護保険料もかかる
- 保険料 ÷ 2 = 折半負担の保険料

## 厚生年金保険

- 標準報酬月額 × 保険料率 = 保険料
- 保険料 ÷ 2 = 折半負担の保険料



# 健康保険・厚生年金保険の保険料額表

## 令和5年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

※協会けんぽ(東京都)の場合

- ・健康保険料率: 令和5年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
- ・介護保険料率: 令和5年3月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(東京都)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			10.00%		11.82%		18.300%※	
		円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	~	63,000	5,800.0	2,900.0	6,855.6	3,427.8		
2	68,000	63,000	73,000	6,800.0	3,400.0	8,037.6	4,018.8		
3	78,000	73,000	83,000	7,800.0	3,900.0	9,219.6	4,609.8		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,800.0	4,400.0	10,401.6	5,200.8	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,800.0	4,900.0	11,583.6	5,791.8	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,400.0	5,200.0	12,292.8	6,146.4	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	11,000.0	5,500.0	13,002.0	6,501.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,800.0	5,900.0	13,947.6	6,973.8	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,600.0	6,300.0	14,893.2	7,446.6	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,400.0	6,700.0	15,838.8	7,919.4	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,200.0	7,100.0	16,784.4	8,392.2	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	15,000.0	7,500.0	17,730.0	8,865.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	16,000.0	8,000.0	18,912.0	9,456.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	17,000.0	8,500.0	20,094.0	10,047.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	18,000.0	9,000.0	21,276.0	10,638.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	19,000.0	9,500.0	22,458.0	11,229.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	20,000.0	10,000.0	23,640.0	11,820.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	22,000.0	11,000.0	26,004.0	13,002.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	24,000.0	12,000.0	28,368.0	14,184.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	26,000.0	13,000.0	30,732.0	15,366.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	28,000.0	14,000.0	33,096.0	16,548.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	30,000.0	15,000.0	35,460.0	17,730.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	32,000.0	16,000.0	37,824.0	18,912.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	34,000.0	17,000.0	40,188.0	20,094.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	36,000.0	18,000.0	42,552.0	21,276.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	38,000.0	19,000.0	44,916.0	22,458.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	41,000.0	20,500.0	48,462.0	24,231.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	44,000.0	22,000.0	52,008.0	26,004.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	47,000.0	23,500.0	55,554.0	27,777.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	50,000.0	25,000.0	59,100.0	29,550.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	53,000.0	26,500.0	62,646.0	31,323.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	56,000.0	28,000.0	66,192.0	33,096.0	102,480.00	51,240.00



# 社会保険料の控除

**被保険者から徴収する社会保険料は、以下の3種類**

- ・健康保険料・・・75歳未満の被保険者が対象
- ・介護保険料・・・40歳以上65歳未満の「介護保険第2号被保険者」が対象
- ・厚生年金保険料・・・70歳未満の被保険者が対象

社会保険料は、**給与の額（総支給額）にかかわらず、標準報酬月額に被保険者負担保険料率を乗じて算出する。**  
**控除のタイミングは、翌月。**

( = 支給する給与から前月分の保険料を控除する)

**社会保険料 = 標準報酬月額 × 被保険者負担保険料率**



# 保険料控除の開始と終了のタイミングに注意！



## ある年齢に到達するのは誕生日の前日

<例> 4月1日生まれの人は3月31日に●歳に到達する

**40歳**到達月：介護保険料控除開始⇒ 3月分保険料から控除開始

**65歳**到達月：介護保険料控除なし⇒ 2月分保険料までで控除終了

**70歳**到達月：厚生年金資格喪失⇒ 2月分保険料までで控除終了

**75歳**到達月：健康保険資格喪失⇒ ※3月分保険料で控除終了

※75歳のみ例外的に「誕生日当日」で資格喪失しその日から後期高齢者医療制度に移行する。  
そのため、4月1日生まれの人は3月分まで健康保険料がかかる。

## ●月分保険料は、翌月の給与から徴収するのが原則

「3月分」保険料を徴収するのは、「4月」に支給される給与から



# 標準報酬月額の改定に関する手続き①

## ■ 定時決定（算定基礎届）

- ・ 4月・5月・6月に受けた報酬の平均により年1回改定
- ・ その年の9月から翌年8月までの1年間適用
- ・ 17日未満の月を除いて算定（パートタイムは算定方法が異なる）

## ■ 随時改定（月額変更届） ※以下のすべてを満たしたとき

- ・ 固定的賃金に変動があった
- ・ 固定的賃金の変動月から3ヵ月間の報酬の平均と現在の等級を比べ2等級以上の差が生じた
- ・ 3ヵ月の報酬支払基礎日数が全て17日以上ある



# 標準報酬月額の変更に係る手続き②

## ■ 育児休業・産前産後休業終了時の改定 (育児休業等終了時報酬月額変更届・産前産後休業終了時報酬月額変更届)

休業明けに時短勤務等により給与が変動したとき、適正な標準報酬月額に変更するための届出

- ・ 3歳未満の子を養育していること
- ・ 職場復帰日の属する月以後3カ月間の報酬の平均で、標準報酬月額が1等級以上変動したこと
- ・ 17日未満の月を除いて算定
- ・ 本人の申出があること



# 標準報酬月額の改定に関する手続き③

## ■ 養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置 (養育期間標準報酬月額特例申出書)

3歳未満の子を養育する被保険者の標準報酬月額が時短勤務等により低下したとき、子を養育する前のより高い標準報酬月額に基づいて将来の年金額を計算する特例

- ・ 3歳未満の子を養育していること
- ・ 本人の申出があること



# 賞与にかかる社会保険料

賞与に対する社会保険料は、**標準賞与額**に被保険者負担保険料率を乗じて算出し、控除する。

標準賞与額は、原則として賞与の額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額。ただし**上限があり**、上限を超える部分に対しては、保険料がかからず、年金額にも反映されない。

$$\text{賞与の社会保険料} = \text{標準賞与額} \times \text{被保険者負担保険料率}$$

## ◎ 標準賞与額の上限の決め方 ◎

健康保険： **1年度**※の標準賞与額の累計が573万円となるように決定

厚生年金： **1回**の賞与につき150万円となるように決定

※ 1年度とは4月～翌3月の1年間



# 社会保険料の納付

## 健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料の納付

厚生年金保険などの社会保険の保険料は、個々の労働者の毎月の給与から控除した額の合計と事業主負担分を**翌月末日までに日本年金機構宛に納付**する。

- <例>
- ・ 4月分の保険料は5月に支給する給与から控除
  - ・ 労働者と事業主負担分を合わせて5月末までに納付

口座引落としによる納付を利用している会社がほとんど。



# 育児休業等期間中の社会保険料の免除

- 3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業及び育児休業に準じる休業）の期間は、事業主が「育児休業等取得者申出書」を提出することにより、健康保険・厚生年金保険の保険料が事業主負担分・被保険者負担分ともに免除される。
- 産前産後休業期間中も同様に免除対象となる。

## ※免除される期間

育児休業等を開始した日の属する月から、その休業等が終了する日の翌日が属する月の前月まで

例 ※ 8月30日に終了した場合 ⇒ 7月分まで免除

※ 8月31日に終了した場合 ⇒ 8月分まで免除

# 保険料免除の手続き

事業主が「育児休業等取得者申出書」を提出することで、社会保険料が事業主負担分・労働者負担分ともに免除される

※休業終了予定日より早く職場復帰したときは「育児休業等取得者終了届」を提出

※産前産後休業期間についても同様に「産前産後休業取得者申出書」等を提出することで社会保険料が免除される

健康保険 育児休業等取得者 申出書(新規・延長)/終了届

様式コード 2 | 2 | 6 | 3

令和 年 月 日提出

事業所 業種記号

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号

提出者記入欄

社会保険労務士記載欄

受付印

健康保険 産前産後休業取得者 申出書/変更(終了)届

様式コード 2 | 2 | 7 | 3

令和 年 月 日提出

事業所 業種記号

事業所所在地

事業主氏名

電話番号

提出者記入欄

社会保険労務士記載欄

受付印

記入のうえ、A変更・B終了の必要項目を記入してください。

請求月日	5昭和 7平成 9令和	年	月	日
種別	0. 単胎 1. 多胎	※出産予定の子の人数が 2人(双子)以上の場合は 「1.多胎」で記入してください。		
産休業 2年目日	9令和	年	月	日

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。  
延長・終了の場合は、共通記載欄に育児休業等取得届に提出した日付の内容を記入のうえ、A延長・B終了の必要項目を記入してください。

**<「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日」が同月内の場合>**

※共通記載欄の「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日」が同月内の場合は、  
 ・前月に産前産後休業を取得した場合は、産前産後休業開始年月日欄に、産前産後休業開始年月日を、  
 ・育児休業等終了(予定)年月日欄に、産前産後休業終了(予定)年月日を記入のうえ、G育児等取得内訳を記入してください。

1. 共済記載欄(新規申出)	2. 個人番号	3. 被保険者氏名	4. 被保険者生年月日	5. 性別	6. 養育する子の氏名	7. 養育する子の生年月日	8. 育児休業等開始年月日	9. 育児休業等終了(予定)年月日	10. 就業予定日	11. パパママ育児プラス該当区分
1. 区別	2. その他	3. 養育開始年月日(実子以外)	4. 育児休業等開始年月日	5. 育児休業等終了(予定)年月日	6. 就業予定日	7. パパママ育児プラス該当区分	8. 備考			

**終了予定日を延長する場合** ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 育児休業等終了(予定)年月日(変更後)	9. 令和	年	月	日	B. 変更後の育児休業等取得日
------------------------	-------	---	---	---	-----------------

※延長後の「育児休業等終了(予定)年月日」は「育児休業等開始年月日」より同月内の場合は、変更後の育児休業等取得日数を記入してください。

**予定より早く育児休業を終了した場合** ※必ず共通記載欄も記入してください。

C. 育児休業等終了年月日	9. 令和	年	月	日	D. 変更後の育児休業等取得日
---------------	-------	---	---	---	-----------------

※「育児休業等終了年月日」は「育児休業等開始年月日」より同月内の場合は、変更後の育児休業等取得日数を記入してください。

**「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日」が同月内、かつ複数回育児休業等取得する場合** ※必ず共通記載欄も記入してください。

1. 育児休業等開始年月日	2. 育児休業等終了(予定)年月日	3. 就業予定日	4. 育児休業等開始年月日	5. 育児休業等終了(予定)年月日	6. 就業予定日
7. 育児休業等開始年月日	8. 育児休業等終了(予定)年月日	9. 就業予定日	10. 育児休業等開始年月日	11. 育児休業等終了(予定)年月日	12. 就業予定日



# 社会保険料の免除要件の改正（2022年10月～）



## 同月内に14日以上育児休業等を取得した場合も免除される

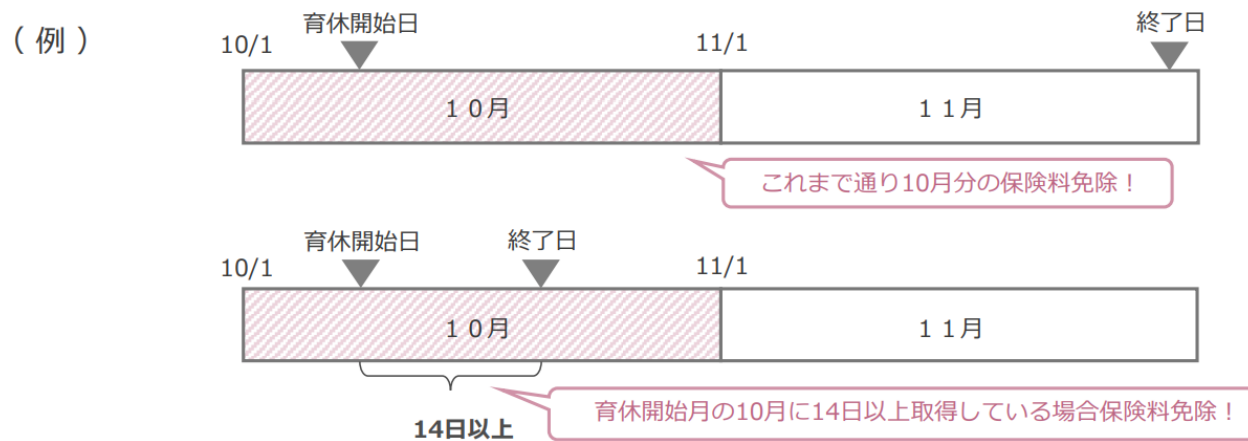
- 育児休業等を開始した日の属する月内に、14日以上の育児休業等を取得した場合も、当該月の月額保険料が免除される。

※休業期間中に就業予定日がある場合は、当該就業日を除く。

※土日等の休日も期間に含む。

月額保険料の免除

※ 斜線部分が保険料免除月



出典：厚生労働省

『令和4年10月から育児休業等期間中の社会保険料免除要件が見直されます』

# 賞与保険料の免除要件の改正（2022年10月～）

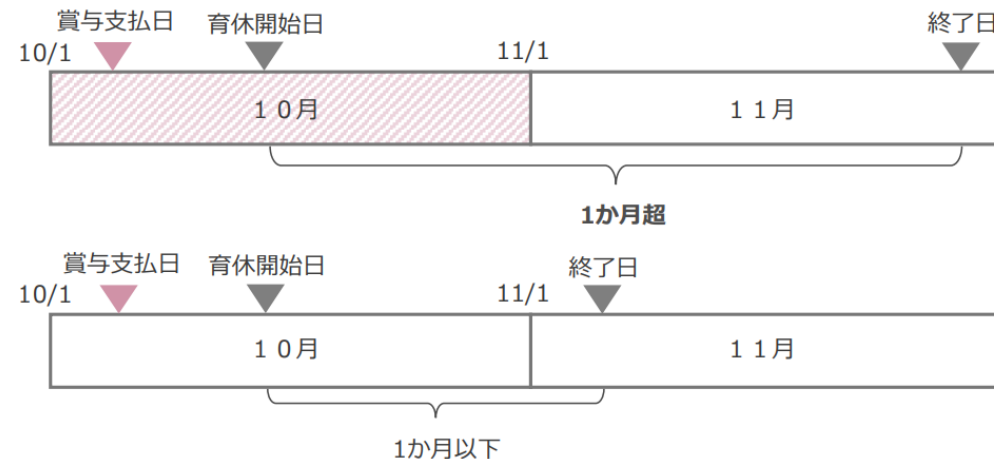


## 賞与保険料の免除要件が変更

- 賞与保険料は、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した**1カ月を超える**育児休業等を取得した場合のみ免除される
- 1カ月を超えるかは暦日で判断し、土日等の休日も期間に含む

賞与保険料の免除 ※ 斜線部分が保険料免除月

(例)



出典：厚生労働省

『令和4年10月から育児休業等期間中の  
社会保険料免除要件が見直されます』

# ご視聴ありがとうございました

---



- 分かりやすいセミナーとするため、法令等の情報の一部分をピックアップし、特例や例外などを省略して記載、解説している場合があります。
- 必ず最新の情報で御社の状況にあった正確な内容の確認をお願いします。

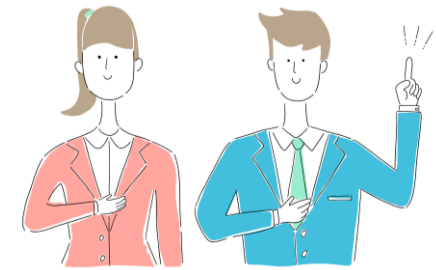
# ドリームサポート社会保険労務士法人



Mail: info@dreamsupport.jp / Web: 「**ドリサポ**」で検索

## 国分寺オフィス

〒185-0021 東京都国分寺市南町3-15-6 小林ビル5F  
TEL.042-300-0323 / FAX.042-300-0324



## YouTubeチャンネル“ドリチャン”



チャンネル登録  
お願いします

## 公式Instagram



フォローといいね！  
お願いします



## 事業ドメイン

### パートナー事業

労務相談

### エージェント事業

給与計算・手続き代行

### コンサルティング事業

各種コンサルティング

### エデュケーション事業

セミナー主催・登壇・  
執筆・動画など

## ドリサポ セミナーラインナップ

- ・就業規則整備のポイント
- ・法改正セミナー
- ・ハラスメント対策セミナー
- ・メンタルヘルス対策による労務管理セミナー
- ・給与計算の実務
- ・仕事と育児の両立支援セミナー など多数